

平成30年4月1日 児童家庭課は・・・

こども未来局

になりました！

これまで、本市の子育て支援を担っていました。児童家庭課は「福祉部こども未来局 子育て支援課・こども家庭課」へと名称を新たに業務を行っています。

子育て支援課

TEL：0980（82）1704

- ☆支援係
保育所・幼稚園入退園等
保育料・施設給付等
- ☆政策係
認可保育園等
子ども子育て支援事業計画等
学童クラブ・保育士確保等
- ☆幼保連携係
公立保育所・幼稚園等
幼保一元化等、預かり保育等

こども家庭課

TEL：0980（87）0771

- ☆福祉係
ひとり親家庭、女性・家庭相談
こどもの貧困対策等
- ☆給付係
児童手当・児童扶養手当等
こども医療・母子父子医療等

**保育士・保育補助・パート保育士・
預かり保育担当者・調理員
募集していますよ～！**

こども家庭課から各種手当のご案内

●「児童扶養手当」のご案内

- ◆父母の離婚などにより「父（又は母）と生活を共にしていない児童」や「父（又は母）が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母（又は父）、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- ◆平成26年12月以降「児童扶養手当法」の一部改正により、受給者の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
※年金の種類：遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・労働基準法における遺族補償など
- ◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。（児童が心身に法律で定める程度の障がい有する場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。）

※平成30年度4月分から手当の額が変わります

◎児童1人目（月額）

・全部支給：42,290円 → 42,500円 ・一部支給：42,280円～9,980円 → 42,490円～10,030円

◎児童2人目（月額）

・全部支給：9,990円 → 10,040円 ・一部支給：9,980円～5,000円 → 10,030円～5,020円

◎児童3人目以降（月額）

・全部支給：5,990円 → 6,020円 ・一部支給：5,980円～3,000円 → 6,010円～3,010円

※手当額は、受給資格者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。

※原則として、支給開始から5年経過した後は、受給者が仕事をしていることが手当を全額受け取るための条件となります。

※受給するためには、事前に相談後、申請手続きを行い、市の審査を経て認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

《お問合せ先》こども家庭課 電話：0980-87-0771(直通)

●「特別児童扶養手当」のご案内

- ◆身体（内部疾患を含む）や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※平成30年度4月分から手当の額が変わります

◎1級の児童1人（月額） 51,450円 → 51,700円 ◎2級の児童1人（月額） 34,270円 → 34,430円

※手当額は、受給資格者やその配偶者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。

※受給するためには、申請手続きを行い、県の審査を経て県知事の認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

《お問合せ先》こども家庭課 電話：0980-87-0771(直通)